日行連発第１６８５号
平成２５年３月１４日

各単位会長　殿

日本行政書士会連合会
会　長　北山　孝次

外国人住民に係る住民基本台帳制度について

平成２４年７月９日の「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成２１年法律第７７号）の施行に伴い、現在、日本に居住する外国人住民の方々におかれましても、住民基本台帳制度の対象となり居住する市区町村で住民票が作成されております。

また、平成２５年７月８日より、新たに外国人住民の方についても住民基本台帳ネットワークへの運用が開始される予定です。

総務省自治行政局外国人住民基本台帳室より、新年度を迎えるにあたりまして、あらためて同制度に関する周知依頼が別紙のとおりございましたので、ご案内いたします。

各単位会におかれましては、所属会員への周知方を含めご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、日本行政５月号（No.486）に誌面掲載する予定でありますこと申し添えます。

以上

＜別紙＞
「外国人住民に係る住民基本台帳制度のご案内」
（平成２５年３月１日付・総務省自治行政局外国人住民基本台帳室）

平成２５年３月１日

日本行政書士会連合会　　御中

総務省自治行政局
外国人住民基本台帳室

外国人住民に係る住民基本台帳制度のご案内

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成２１年法律第７７号）が平成２４年７月９日に施行されたことに伴い、外国人住民の方についても住民基本台帳制度の適用対象となりました。これにより、外国人住民の方にもお住まいの市区町村で住民票が作成されます。

新年度を迎えるにあたりまして、外国人住民の方が本制度において必要となる転入・転出の手続などに関し、あらためてご案内させていただきますので、関係の方々にもご周知いただけましたら幸いです。

引き続き、住民基本台帳制度へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

担当：総務省自治行政局
外国人住民基本台帳室
平　野、園　田
Tel　：03-5253-5397（直通）

～総務省 HP「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」～
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

新たに日本へ入国する外国人の方へ

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成２１年法律第７７号）が施行されることに伴い、２０１２年７月９日（施行日）から、外国人住民（注）の方も住民基本台帳制度の適用対象となりました。これにより、外国人住民の方にもお住まいの市区町村において「住民票」が作成されます。

施行日以降に日本に入国し、入管法上の在留資格をもって日本に中長期間在留する「中長期在留者」（在留カード交付対象者。「短期滞在」の在留資格や「３月」以下の在留期間を有する方などは含まれません。）の方は、市区町村に新たに住所を定めた日から１４日以内に、在留カード（空港等で在留カードが発行されなかった方については、パスポート）を持参して、お住まいの市区町村に転入の届出を行う必要があります。

（注）入管法上の在留資格をもって日本に中長期間在留する「中長期在留者」の方や「特別永住者」の方などであって、市区町村の区域内に住所を有する方をいいます。

≪ご注意ください：ご家族と一緒に日本で暮らされる方へ≫

お住まいの市区町村への転入の届出の際、外国人住民である世帯主の方と同じ世帯の外国人住民の方につきましては、世帯主の方とご本人との続柄を証明できる文書（本国の政府等公的機関が発行したもので、出生証明書、婚姻証明書など）が必要となります。

なお、世帯主との続柄を証明できる文書については、併せて日本語の翻訳文も必要となりますので、ご注意ください。

住民基本台帳は、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する各種行政サービスの基礎となるものです。住民票の写しの交付などにより、住民の方々の居住関係を公証するとともに、住民の方々に関する様々な事務のために利用されています。

※住民基本台帳制度に関する詳しい内容につきましては、リーフレット「外国人住民の住民基本台帳制度がスタートします」をご覧ください。

この内容を英語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）、スペイン語、ポルトガル語で記載したご案内を総務省HP「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」に掲載しております。下記URLをご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/english03.pdf （英語）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/korean06.pdf （韓国語）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/chi_kan10.pdf （中国語・簡体字）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/chi_han14.pdf （中国語・繁体字）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/espanol18.pdf （スペイン語）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/portugues23.pdf （ポルトガル語）

転出・転入を予定されている外国人住民の方へ

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成２１年法律第７７号）が施行されることに伴い、２０１２年７月９日（施行日）から、外国人住民（注）の方も住民基本台帳制度の適用対象となりました。これにより、外国人住民の方にもお住まいの市区町村において「住民票」が作成されます。

また、住民基本台帳制度では、外国人住民の方も、別の市区町村へ引越しをする際には、転出の届出をお住まいの市区町村にて行うとともに、転入の届出を新たにお住まいになる市区町村にて行っていただくことが必要となります。

（注）入管法上の在留資格をもって日本に中長期間在留する「中長期在留者」（在留カード交付対象者。「短期滞在」の在留資格や「３月」以下の在留期間を有する方などは含まれません。）の方や特別永住者の方などであって、市区町村の区域内に住所を有する方をいいます。

≪ご注意ください≫

○転出の届出の際、市区町村から「転出証明書」が交付されることとなります。新しい市区町村へ転入する際、住所を定めてから１４日以内にこの「転出証明書」を持参して転入の届出を行うことになります。

○同一の市区町村内で住所を変更する際には、お住まいの市区町村に転居の届出を行う必要があります。

○日本を出国して海外で暮らす場合は、原則としてお住まいの市区町村にて転出の届出が必要です。

○転入の届出や転居の届出の際には、在留カード、特別永住者証明書（又は外国人登録証明書）のいずれかを御持参ください。

※転入の届出や転居の届出の際、外国人住民の方を世帯主とする世帯に、外国人住民の方が新たに属することとなる場合等には、原則として、世帯主の方とご本人との続柄を証明できる文書（例えば、日本の市区町村で発行された婚姻の届出等に関する受理証明書など）が必要となりますので、ご注意ください。詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

住民基本台帳は、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する各種行政サービスの基礎となるものです。住民票の写しの交付などにより、住民の方々の居住関係を公証するとともに、住民の方々に関する様々な事務のために利用されています。

※住民基本台帳制度に関する詳しい内容につきましては、リーフレット「外国人住民の住民基本台帳制度がスタートします」をご覧ください。

この内容を英語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）、スペイン語、ポルトガル語で記載したご案内を総務省 HP「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」に掲載しております。下記 URL をご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/english04.pdf （英語）
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/korean07.pdf （韓国語）
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/chi_kan11.pdf （中国語・簡体字）
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/chi_han15.pdf （中国語・繁体字）
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/espanol19.pdf （スペイン語）
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/portugues24.pdf （ポルトガル語）

外国人住民の方についても、2013年7月8日から、住基ネットの運用が開始されます。また、住基カードの交付を受けることができるようになります。

○　２０１３年７月８日から、外国人住民の方についても住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）の運用が開始されます。

住基ネットは、住民の方々の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化した全国共通の本人確認ができるシステムです。

住基ネットの運用開始に伴い、外国人住民の方の住民票に住民票コードが記載され、２０１３年７月８日から、その住民票コードがお住まいの市区町村からご本人へ通知されます。

住民票コードは、住基ネットにおいて全国共通の本人確認を行うにあたって必要不可欠な、無作為の１１桁の番号です。

○　２０１３年７月８日から、外国人住民の方もお住まいの市区町村で住民基本台帳カード（住基カード）の交付を受けることができるようになります。

住基カードは、セキュリティに優れたICカードで、「写真付き住基カード」は公的な証明書としても使えます。

2013年7月8日から、できるようになることの例

・一部の行政機関で、住民票の写しの提出の省略が可能となるなど、手続が簡略化されるようになります。
・お住まいの市区町村以外でも住民票の写しの交付を受けること（注）ができるようになります。（注）住基カード又は在留カード等の提示が必要です。
・住基カードの交付を受けている方は、転入届の特例が受けられ、郵送等により転出届を行うことで、引越し時の手続で市区町村の窓口に出向くのは、引越し先の一度で済むようになります。
・住基カードに電子証明書を格納することで、電子証明書による本人確認を必要とする行政手続のインターネット申請ができるようになります。
・住基カードの交付を受けている方は、一部の市区町村において、コンビニエンスストアでの証明書等の交付など、市区町村が行う独自のサービスが受けられるようになります。

この内容を英語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）、スペイン語、ポルトガル語で記載したご案内を総務省HP「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」に掲載しております。下記URLをご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/130201_english.pdf　（英語）
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/130201_korean.pdf　（韓国語）
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/130201_chi_kan.pdf　（中国語・簡体字）
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/130201_chi_han.pdf　（中国語・繁体字）
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/130201_espanol.pdf　（スペイン語）
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/130201_portugues.pdf　（ポルトガル語）

日行連発第1700号
平成25年3月19日

各単位会長　様

日本行政書士会連合会
会長　北山　孝次
第一業務部
部長　岸本　敏和

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令
（平成25年政令第29号）について

警察庁より、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第8項及び第43条における遊技機の認定等に係る手数料の標準を改めることとした政令が平成25年2月6日に公布され、平成25年4月1日から施行されますので、お知らせいたします。

つきましては、下記のとおり資料送付いたしますので、各単位会におかれまして、所属会員への周知方についてご協力いただけますようお願いいたします。

なお、当該情報については、日行連会員ホームページにも掲載をしておりますので、ご承知おきください。

記

＜別　添＞
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第29号）について
・要綱
・本文・理由
・新旧対照表
・参照条文

以　上

日行連発第1749号
平成25年3月27日

各単位会長　様

日本行政書士会連合会
会長　北山　孝次
第一業務部
部長　岸本　敏和

自動車保管場所証明（車庫証明）手続の簡素化
－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－について

平成24年8月24日付で、総務省行政評価局が警察庁に対して実施した自動車保管場所証明（車庫証明）手続きの簡素化のあっせんについて、平成24年12月26日付で警察庁回答を受領したとして、措置状況が公表されましたのでお知らせいたします。

別添のとおり資料を送付いたしますので、各単位会におかれまして、所属会員への周知方についてご協力いただけますようお願いいたします。

なお、当該あっせんに係る情報は総務省ホームページでもご確認いただけますのでご参考ください。

＜ 別　添 ＞
「自動車保管場所証明（車庫証明）手続の簡素化」
・概要
・あっせん
・措置状況

＜ 参　考 ＞
「行政苦情救済推進会議の検討結果を踏まえたあっせん事例」（総務省ホームページ）
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/soudan_a.htm

平成24年8月24日

自動車保管場所証明（車庫証明）手続の簡素化（概要）

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、自動車保管場所証明事務の適切な実施を確保しつつ、申請者の負担軽減を図る観点から改善の余地がある等の意見を踏まえて、平成24年8月24日、警察庁にあっせんしました。

（行政相談の要旨）

自動車の保管場所証明（いわゆる車庫証明）は、車を買い替えるたびに取得しなければならないが、買い替え前の車の車庫を使用する場合には、これを省略できるようにして欲しい。

- 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「車庫法」という。）第４条では、自動車の登録時に保管場所証明書（いわゆる車庫証明）の提出を義務付け。
- 現行の車庫法では、買い替え時であっても車庫証明手続の「省略」は不可。本件行政相談の主旨は、車庫証明手続の簡素化を求めるものであり、その観点から、申請者の負担軽減策について検討。

○ 保管場所証明申請書の提出方法

- 車庫法第４条の規定に基づき、自動車の登録（軽自動車等を除く。）を受けようとする場合、国土交通大臣に対して、警察署長が交付する道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していることを証する書面（保管場所証明書）を提出する必要がある。
- 保管場所証明書を入手するためには、警察署長に対し、保管場所の所在図や配置図等を添付した保管場所証明申請書を提出する必要があるが、この申請書の提出は、インターネットを介して自動車保有関係手続を申請できるオンラインワンストップサービスを利用する場合を除き、申請者が警察署に出頭して行う必要があり、郵送による提出は認められていない。
- 一方、軽自動車については、警察署長に対し保管場所を届け出る必要がある。届出書の記載事項及び届出書への添付書類は保管場所証明申請書と同じだが、郵送による提出が認められている。

○ 保管場所証明申請書への添付書類

- 保管場所証明申請書への添付書類である配置図については、添付の省略が認められていない。
- しかし、例えば、自動車を買い替える場合、旧自動車の保管場所証明申請時の配置図が警察署に保存されている可能性も考えられるため、新自動車の保管場所が旧自動車と同一の場合であれば、旧自動車の配置図を有効活用することにより、配置図の添付を省略することも可能と考えられる。

○ オンラインワンストップサービス

- 自動車保有関係手続のオンラインワンストップサービスについては、現在、利用可能地域は10都府県にとどまり、また、対象手続は型式指定車(国がサンプル車を審査済みの量販車)の新車新規登録のみとなっている。

（あっせん要旨）

警察庁は、次の措置を講じる必要がある。

① 保管場所証明申請書の提出について、申請者が郵送により提出する場合に受理できる基準等を策定し、各都道府県警察に周知すること

② 保管場所証明申請書の添付書類である配置図の保存方法等を検討した上で、配置図の添付を省略することの可否について検討すること

③ オンラインワンストップサービス利用可能地域及び対象範囲の拡大に努めること

資料１

保管場所証明申請の手続

① 保管場所証明申請書の提出
申請手数料の納付
保管場所標章交付申請書の提出

警察署へ出頭（本人又は代理人）

数日間

i　書類の確認
（不備があれば補正）
ii　申請書の受理
iii　書面審査
iv　現地調査

② 保管場所証明書の交付
保管場所標章番号通知書・標章の交付
標章交付手数料の納付

警察署へ出頭（本人又は代理人）

③保管場所証明書の提出

運輸支局へ出頭（本人又は代理人）

【提出書類】

① 自動車保管場所証明申請書
- 車名、型式、車台番号
- 自動車の大きさ（長さ、幅、高さ）
- 自動車の使用の本拠の位置
- 自動車の保管場所の位置

（添付書類）

ア 保管場所の使用権原書
- 自己所有の場合、自認書
- 他者所有の場合、使用承諾証明書（契約書の写し等でも可）

イ 保管場所の所在図
- 使用の本拠の位置と保管場所との位置関係や距離等を示す図面

※ 買い替えで、使用の本拠の位置・保管場所とも旧自動車と変更がなく、申請時点で旧自動車を保有している場合や、使用の本拠の位置と保管場所の位置が同一の場合は、申請書に旧自動車の標章番号を記載することにより添付省略可

ウ 保管場所の配置図
- 保管場所の大きさ、周囲の建物、接している道路の幅員等を示す図面

② 保管場所標章交付申請書
※ 警察署窓口備え付けのものは①と２枚一組の複写式（記載内容は保管場所証明申請書と同じ）

※１　警視庁のホームページに基づき当省が作成
２　上記の例は、普通車でかつ窓口申請の場合

資料２

自動車保管場所証明の申請に必要な書類の記載例

（１） 自動車保管場所証明申請書の記載例

自動車保管場所証明申請書

車　　名	型　　式	車　体　番　号	自動車の大きさ
○○○	SOUMU - 2012	GYO123-45678	長 さ　436 センチメートル 幅　169 センチメートル 高 さ　147 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	東京都千代田区霞が関2丁目1番2号　総務荘101号室		
自動車の保管場所の位置	東京都千代田区霞が関3丁目4番5号　かすみ駐車場　No. 1		
※保管場所標章番号	123456789		

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。

平成 24 年 9 月 X 日

霞が関　　警察署長殿

〒　100－8926
住 所　東京都千代田区霞が関2丁目1番2号
総務荘101号室

氏 名　総務 太郎
電話番号 03(5253)5111

第　　号

自 動 車 保 管 場 所 証 明 書

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。

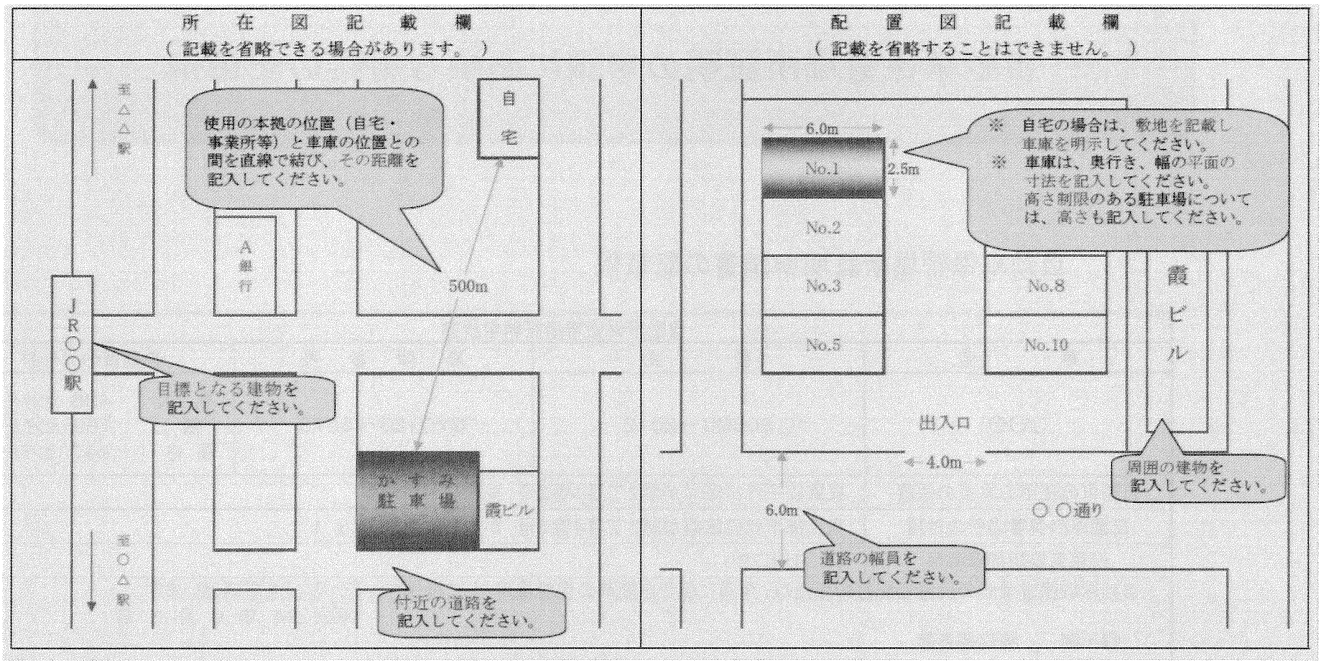
年　　月　　日

警視庁　　警察署長

使用権限	(自己) 他人・共有	連絡先	氏名 総務 太郎 電話 03(5253)5111	新規 (代替)	車両番号	前車	品川59○1234
						現車	品川59○5678

※　警視庁ホームページの記載例を参考に、当省が作成

（２） 所在図・配置図の記載例



所在図： 当該申請に係る使用の本拠の位置並びに当該申請に係る場所の付近の道路及び目標となる地物を表示した当該申請に係る場所を表示したもの

配置図： 当該申請に係る場所並びに当該申請に係る場所の周囲の建物、空地及び道路を表示したもの（当該申請に係る場所にあってはその平面の寸法、道路にあってはその幅員を明記）

※ 上図は、警視庁ホームページから引用

資料３

自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムによる手続

○　「自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）」とは、自動車（型式指定車（国がサンプル車を審査済みの量販車）の新車）を購入した際に必要な手続（自動車の車庫証明に関する手続、自動車の検査登録に関する手続等）や税・手数料の納付を、自宅や自社オフィスのパソコンから、オンラインで一括して行えるもの

○　平成 17 年 12 月に、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府の 4 都府県において始まり、平成 24 年 3 月現在では、埼玉県、静岡県、岩手県、群馬県、茨城県、兵庫県を加え、10 都府県でワンストップサービスが利用可能

○　自動車保有関係手続のワンストップサービスにより、手続きに要する時間の短縮が図られるとともに、代行手数料の低下も期待されている。



※　上図は、政府広報オンラインから引用

≪参考≫

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申し出られた行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）。

メンバーは、次のとおり。

（座長）	大森　　彌	東京大学名誉教授
	秋山　　收	元内閣法制局長官
	加賀美幸子	千葉市女性センター名誉館長
	加藤　陸美	元環境事務次官
	小早川光郎	成蹊大学法科大学院教授
	谷　　昇	（社）全国行政相談委員連合協議会会長
	松尾　邦弘	弁護士、元検事総長

総評相第171号
平成24年8月24日

警察庁交通局長　殿

総務省行政評価局長

自動車保管場所証明（車庫証明）手続の簡素化（あっせん）

当省では、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第21号の規定に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、「自動車の保管場所証明（いわゆる車庫証明）は、車を買い替えるたびに取得しなければならないが、買い替え前の車の車庫を使用する場合には、これを省略できるようにして欲しい。」との申出がありました。

この申出について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果、当省としては自動車保管場所証明手続の省略は困難であると考えるものの、下記のとおり、自動車保管場所証明申請書の提出は、申請者が警察署に出頭して行わなければならないが、ほぼ同様の手続である軽自動車の保管場所届出の手続では、届出書の郵送による提出が認められていることからすると、自動車保管場所証明申請書の郵送による提出を認めることが必要であると考えます。

また、自動車を買い替える際の自動車保管場所証明申請書には、旧自動車と新自動車の保管場所が同一の場合にも、保管場所の「配置図」を添付する必要がありますが、自動車保管場所証明事務の適切な実施を確保しつつ、申請者の負担軽減を図る観点から改善の余地があると考えます。さらには、自動車保有関係手続のオンラインワンストップサービスについては、申請者の利便性向上の観点から、サービス利用可能地域及び対象範囲の拡大に努める必要があると考えますので、この点についても、併せて御検討ください。

なお、これらに対する貴庁の措置結果等について、平成24年11月24日までにお知らせください。

1

記

1　自動車保管場所証明申請手続

(1) 自動車保管場所証明申請の方法等

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号。以下「車庫法」という。）第３条では、自動車の保有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の保管場所を確保する義務が課せられており、この義務の履行を確認するため、車庫法第４条では、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に規定する処分（軽自動車等を除く自動車の新規登録等）を受けようとする者は、国土交通大臣に対して、警察署長の交付する道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していることを証する書面（以下、この書面を「自動車保管場所証明書」という。）を提出しなければならないこととされている。

また、自動車保管場所証明書の交付申請は、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成３年国家公安委員会規則第１号。以下「車庫法施行規則」という。）第１条第１項により、申請書を当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長に提出して行うものとされている。しかし、提出の手段については、法令上明確に規定されていないものの、警察庁によれば、インターネットを介して自動車保有関係手続を申請できるオンラインワンストップサービスを利用する場合を除き、申請者が警察署に出頭して申請書を提出することとされている。

一方、軽自動車の保有者は、車庫法第５条により、当該軽自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該軽自動車の使用の本拠の位置、保管場所の位置等を届け出ることが義務付けられているが、この届出については、「郵送による自動車保管場所届出の受理について」（平成８年２月 29 日付け警察庁丁都交発第 20 号警察庁交通局都市交通対策課長通知。以下「警察庁通知」という。）により、届出者が、届出書及び必要な添付書面並びに届出者の住所、氏名を記入した返信用葉書を封書に同封した上、保管場所を管轄する警察署長に郵送することにより行うことができることとされている。

(2) 自動車保管場所証明申請書の添付書類

車庫法施行規則第１条第２項により、自動車保管場所証明書の交付申請書（以下「自動車保管場所証明申請書」という。）には、①自動車の保有者が当該申請に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面、②当該申請に係る使用の本拠の位置並びに当該申請に係る場所の付近の道路及び目標となる地物を表示した当該申請に係る場所の所在図（以下「所在図」という。）並びに③当該申請に係る場所並びに当該申請に係る場所の周囲の建物、空地及び道路を標示した配置図（以下「配置図」という。）を添付しなければならないこととされている。

これら所在図及び配置図については、車庫法施行規則第１条第３項により、自動車保管場所証明書の交付申請に係る使用の本拠の位置が旧自動車に係る使用

の本拠の位置と同一であり、かつ、当該申請に係る場所が当該旧自動車の保管場所とされているとき又は当該申請に係る使用の本拠の位置が当該申請に係る場所の位置と同一であるときには、所在図の添付は省略することができるとされているが、配置図については、申請に係る保管場所が旧自動車と同一であっても添付を省略することは認められていない。

2　警察庁の意見

(1) 自動車保管場所証明申請書の提出方法について

自動車保管場所証明申請書及びその添付書類の提出は、記載事項の誤りがあった場合の補正が容易であること等から、警察署に出頭して行うこととしている。郵送による提出を認めた場合、警察署の担当職員が少ないこともあり、補正の連絡及び補正後の申請書等の提出に手間を要するおそれがあり、行政側だけでなく申請者側にも新たな負担が生じるおそれがある。

また、自動車保有関係手続については、現在、各関係機関に出向くことなく、インターネットを介して申請することが出来るオンラインワンストップサービスの運用を行っており、当該サービスを利用する場合には、申請時に警察署に出頭する必要がなくなる。現在、このサービスを利用できる地域は、10 都府県にとどまっているが、今後、順次全国的に拡大していく予定であり、その結果、申請者の負担軽減が図られていくものと考える。

(2) 自動車保管場所証明申請書に添付する配置図について

自動車保管場所証明申請書の添付書類である配置図は、申請に係る保管場所の位置が適正であるか、その大きさや進入路等は申請に係る自動車の大きさ等に比して適正かの書面審査をするために利用するほか、保管場所内に工作物等がなく申請どおり十分な広さ等が確保されているかについて現地調査をする際にも用いられているものである。

配置図の添付を省略した場合には、書面審査が行えなくなるほか、現地調査を行う際に申請に係る保管場所の位置が特定できず、当該保管場所が自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令(昭和 37 年政令第 329 号)第 1 条で定める基準に適合しているかを判断できなくなるおそれがあることから、配置図の添付を省略することは困難である。

また、自動車保管場所証明申請書及びその添付書類をデータベース化すれば、過去のデータを活用することも可能と考えるが、各都道府県警察が整備している自動車保管場所証明のデータベースでは、自動車保管場所証明書を交付した際に当該自動車の保有者に対し交付する保管場所標章のデータを管理しているものの、申請者から提出された自動車保管場所証明申請書及びその添付書類のデータは蓄積されていない。なお、自動車保管場所証明申請書及びその添付書類は、自動車保管場所証明書交付手続終了後、数年間（各都道府県警察により異なる。）の文書保存期間経過後廃棄することとしている。このため、行政側が保有する旧

自動車に係る配置図はその全てを保存しておらず、これを再利用することができないことから、申請者が、自動車の買い替えの際、旧自動車の保管場所と同一の場所を自動車の保管場所とする場合でも、新たな自動車に係る配置図の提出を省略することは困難である。

3　改善の必要性

(1) 上記２(1)のとおり、自動車保管場所証明申請書の提出は、警察署に出頭して行わなければならないことから、一般には、その提出を自動車販売業者に代行させていることが多いと考えられる。一方、自動車の保有者自らが自動車保管場所証明申請の手続を行う場合には、自動車保管場所証明申請書の提出時及び自動車保管場所証明書の受取時の２回に渡り警察署に出頭しなければならず、申請者にとっては負担増となっている。

しかし、軽自動車の保管場所届出については、自動車保管場所証明申請書に記載すべき事項とほぼ同様の事項を届出書に記載し、かつ、自動車保管場所証明申請書に添付する書類と同一の書類を添付して行う必要があるものの、警察庁通知により郵送で行うことも認められている。警察庁では、そのことによる特段の支障は生じていないとしていることからすると、自動車保管場所証明申請書の郵送による提出を認めないことに合理的な理由は認められないものと考えられる。

したがって、警察庁は、自動車保管場所証明申請書の提出について、申請者が郵送により提出する場合に受理できる基準等を策定した上でこれを各都道府県警察に周知し、申請者の負担軽減を図る必要がある。

(2) また、自動車保管場所証明申請書への添付書類である配置図については、上記２(2)のとおり、その添付を省略することは認められていない。

しかし、例えば、旧自動車を買い替える場合、旧自動車の自動車保管場所証明申請時の配置図が保存されている可能性も十分考えられるため、新自動車の保管場所が旧自動車と同一の場合であれば、旧自動車の配置図を有効に活用することにより、自動車保管場所証明申請の配置図の添付を省略することも可能と考えられる。

したがって、警察庁は、自動車保管場所証明事務の適切な実施を確保しつつ、申請者の負担軽減を図る観点から、旧自動車保管場所証明申請の配置図の保存方法、保存されている配置図の有効活用の在り方等を検討した上で、配置図の添付を省略することの可否について検討する必要がある。

(3) さらに、自動車保有関係手続のオンラインワンストップサービスについては、現在、利用可能地域は 10 都府県にとどまり、かつ、対象となる自動車も型式指定車の新車新規登録の場合（軽自動車を除く。）に限定されているが、申請者の利便性向上の観点から、当該サービスの利用可能地域及び対象範囲の拡大に努める必要がある。

自動車保管場所証明（車庫証明）手続の簡素化（回答）
－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答－

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌　東京大学名誉教授）に諮り、自動車保管場所証明事務の適切な実施を確保しつつ、申請者の負担軽減を図る観点から改善の余地がある等の意見を踏まえて、平成24年8月24日、警察庁に対しあっせんし、同年12月26日同庁から回答を受領しました。

（行政相談の要旨）

自動車の保管場所証明（いわゆる車庫証明）は、車を買い替えるたびに取得しなければならないが、買い替え前の車の車庫を使用する場合には、これを省略できるようにして欲しい。

- 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「車庫法」という。）第４条では、自動車の登録時に保管場所証明書（いわゆる車庫証明）の提出を義務付け。
- 現行の車庫法では、買い替え時であっても車庫証明手続の「省略」は不可。本件行政相談の主旨は、車庫証明手続の簡素化を求めるものであり、その観点から、申請者の負担軽減策について検討。

（あっせん要旨）

警察庁は、次の措置を講じる必要がある。

① 保管場所証明申請書の提出について、申請者が郵送により提出する場合に受理できる基準等を策定し、各都道府県警察に周知すること
② 保管場所証明申請書の添付書類である配置図の保存方法等を検討した上で、配置図の添付を省略することの可否について検討すること
③ オンラインワンストップサービス利用可能地域及び対象範囲の拡大に努めること

（回答要旨）

① 保管場所証明申請書の郵送による提出については、直ちに措置することは困難であるが、手数料の取扱いや記載不備の対応等の問題点の解決状況を踏まえて、検討を行う。
② 配置図については、自動車保管場所が当該自動車を支障なく出入りさせ、かつ収容できることを確認するために不可欠な書面であるため、同図の省略は、厳格な保管場所審査に支障を及ぼすことから困難である。
③ オンラインワンストップサービスについては、関係省庁の間において、平成29年度を目途に全都道府県での稼働を目指すことで合意しているところであり、引き続き、当該サービスの利用可能地域及び対象範囲の拡大に努める。

担当部局：総務省行政評価局行政相談課
連絡先　：行政相談業務室長　花田　聡
電　話　：03-5253-5425（直通）
ＦＡＸ　：03-5253-5426
ご意見受付：
https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html

日行連発第１７６０号
平成２５年３月２９日

各単位会長　殿

日本行政書士会連合会
会　長　北山　孝次
総務部
部長 中村　利雄

職務上請求書の盗難・紛失の発生における速やかな報告・届出について（お願い）

「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」第 14 条第 1 項により、会員は職務上請求書の盗難・紛失が発生した場合は、その旨を速やかに所属する単位会に報告するとともに、発生地管轄の警察署に盗難届出書等を提出しなければならない旨が規定されております。

また、同規則第 31 条第 1 項により、会員から盗難・紛失の発生の報告を受けた単位会長は、各関係機関（管轄法務局、都道府県、日行連等）に連絡又は報告をし、周知を図ることとされております。

しかしながら昨今、職務上請求書の盗難・紛失時点より半年から 1 年後に報告されているケースが発生しており、法務省の担当部署より、以下 2 点の申し入れがございました。

①盗難・紛失時には所属単位会に速やかに報告することの会員指導
②盗難・紛失の防止意識を高く持ち、購入した職務上請求書の保管・管理を徹底することの会員指導

つきましては、所属会員に対して、本件の周知及び指導を徹底していただき、貴職におかれましても、所属会員より盗難・紛失の報告を受けた際は、速やかに各関係機関へ連絡又は報告いただくよう、あらためてご理解、ご協力のほどお願いいたします。

なお、本件につきましては、月刊日本行政５月号（No.486）に誌面掲載する予定でありますこと申し添えます

以上

【参考資料】
「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」（一部抜粋）

士以外の者に使用させてはならない。

2　行政書士又は行政書士法人が職務上請求書を使用して戸籍謄本等を請求する際、当該行政書士又は行政書士法人の使者とすることができる者は、当該行政書士又は行政書士法人の補助者（法施行規則第５条又は第１２条の３に規定する「補助者」をいう。）のみとする。

（行政書士証票等の提示）

第７条　行政書士又は行政書士法人は、職務上請求書を使用して行政庁窓口に出向き戸籍謄本等を請求する場合は、行政書士にあっては徽章を着用するとともに、行政書士証票又は単位会が発給した会員証を、行政書士法人にあっては有効な登記事項証明書等を提示しなければならない。

2　使者として補助者を行政庁窓口に出向かせる場合は、補助者章を着用させるとともに、単位会が発給した補助者証を提示させなければならない。

（記載）

第８条　行政書士又は行政書士法人は、職務上請求書に、不実の記載をしてはならない。

2　職務上請求書の利用目的の種別欄等各欄は、行政書士又は行政書士法人の職務上請求に該当することが明確になるよう、具体的に記載しなければならない。

3　職務上請求書には、本会が定める「記入要領」に反した記載（記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。）をしてはならない。

4　職務上請求書の記載内容について、提出した行政庁窓口等から質問を受けたときは、これに誠実に回答しなければならない。

（戸籍謄本等の送付先）

第９条　行政書士又は行政書士法人は、職務上請求書を使用して郵便により戸籍謄本等を請求する場合は、戸籍謄本等の送付先を、請求者である行政書士の事務所又は行政書士法人の主たる事務所若しくは従たる事務所宛としなければならない。

「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」（一部改正）

第２節　保管・管理上の責務

（譲渡等の禁止）

第 10 条　行政書士又は行政書士法人は、職務上請求書を、何人にも譲り渡し、又は貸与してはならない。

（適正な管理）

第 11 条　行政書士又は行政書士法人は、職務上請求書の盗難、紛失又は毀損を防止するよう、適切に管理しなければならない。

2　個人開業の行政書士又は行政書士法人は、その使用人である行政書士又は補助者が当該行政書士又は行政書士法人の管理に属する職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負わなければならない。

3　職務上請求書の綴りは、使用中のものを含めて、個人開業の行政書士である会員は２冊まで、行政書士法人である会員は２冊に加えて所属する社員行政書士の人数に２を乗じた数まで、所有することができるものとする。

（帳簿への記録）

第 12 条　個人開業の行政書士又は行政書士法人は、受託事件に関して職務上請求書を使用したときは、法第 9 条又は第 13 条の 17 に規定する帳簿に、その使用した職務上請求書の払出し番号を記載しなければならない。

（使用済み控えの保管）

第 13 条　個人開業の行政書士又は行政書士法人は、職務上請求書の使用済み控えを、2 年間保管しなければならない。

2　前条の事件簿及び前項の控えについて、所属単位会等からの提出要請があったときは、これに応じなければならない。

（報告及び届出義務）

第 14 条　個人開業の行政書士又は行政書士法人は、自己の職務上請求書が盗難に遭ったとき又は紛失したときは、その旨を、速やかに所属する単位会に報告するとともに、発生地管轄の警察署に盗難届出書又は遺失物届出書を提出しなければならない。

2　自己の職務上請求書が第三者により使用

人に確実に渡る手段によるものとする。

3　行政書士法人に対する前項の郵送は、第22条第1項第二号に掲げる者をその名あて人とする。

第５章　単位会及び日本行政書士会連合会における管理

（守秘義務）

第28条　本会及び単位会の会長、役員及び事務局職員は、行政書士又は行政書士法人の職務上請求書の取扱いに関して知り得た情報について、当該行政書士又は行政書士法人の職務上の秘密及び権利を不当に侵害することがないよう、特段の注意を払わなければならない。

（返戻の要求）

第29条　単位会は、第15条に定める返戻義務を履行しない行政書士又は行政書士法人に対し、返戻を求めることができる。

2　死亡により登録を抹消されることとなった行政書士又は解散により退会することとなった行政書士法人が所有していた職務上請求書は、その親族等又は社員等に返戻を求め、所在不明等の理由により返戻されない場合又は返戻された綴りに不足がある場合は、当該親族等又は社員等に発見次第返戻する旨の念書を求めることができる。

（返戻された職務上請求書の取扱い）

第30条　単位会は、第15条の規定により返戻された職務上請求書の綴りが全て未使用だったときは、これを裁断処理するものとする。

2　返戻された職務上請求書の綴りが、一部使用済みのものであったときは、未使用分を裁断処理した後、当該個人開業の行政書士又は行政書士法人が控えを2年間保存するために、これを返却するものとする。

3　前2項により裁断処理したときは、その履歴を当該会員に係る「払出し履歴管理表」を含む管理簿に記載するものとする。

4　返戻された職務上請求書の購入費用については、これを返金しないものとする。

（盗難等の報告及び未返戻の取扱い）

第31条　単位会長は、個人開業の行政書士又は行政書士法人から第14条に規定する報告を受けたとき又は第15条に規定する返戻義務（死亡による登録抹消又は解散による退会によりその親族等又は社員等が返戻すべきものを含む。）が履行されないときは、次に掲げる先に連絡又は報告し、周知を図ることとする。行政書士又は行政書士法人が職務上請求書を用いて不正に戸籍謄本等の交付を受けたと認められる場合及び行政書士又は行政書士法人が職務上請求書を不正に第三者に譲り渡したと認められる場合も、同様とする。

一　当該地区管轄の法務局又は地方法務局
二　当該都道府県
三　日本行政書士会連合会
四　その他単位会長が必要と認めた先

2　本会は、前項の規定により単位会長から受けた報告について、総務省自治行政局行政課及び住民制度課に報告し、周知を図ることとする。

（払出し実態の報告）

第32条　単位会長は、各年度末に、次に掲げる事項を本会に報告するものとする。

一　総払出し冊数
二　第31条により法務局等に届け出た者の氏名又は名称及び払出し番号
三　疑義事案とその対応
四　その他、報告が必要と思われる事項

（適正使用の徹底）

第33条　本会及び単位会は、本規則を会報やホームページに掲載し、職務上請求書の適正な使用を図るとともに、研修会等で周知徹底を図るよう努めるものとする。

第６章　責務違背等に対する措置

（疑義ある事案への措置）

第34条　第3条から第17条に規定する責務に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は

日行連発第1769号
平成25年3月29日

各単位会長　殿

日本行政書士会連合会
会長　北山　孝次
第三業務部
部長　姫田　格

種苗法施行規則の一部を改正する省令及び平成20年農林水産省告示第534号（種苗法第2条第7項の規定に基づく重要な形質を定める件）の一部を改正する告示の施行について（周知依頼）

今般、農林水産省食料産業局新事業創出課種苗審査室より、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

いずれも平成25年4月1日付けで施行となりますので、所属会員へ周知くださいますようお願いいたします。

○別添資料

「種苗法施行規則の一部を改正する省令及び平成20年農林水産省告示第534号（種苗法第2条第7項の規定に基づく重要な形質を定める件）の一部を改正する告示の施行について（通知）」（平成25年3月25日付「２４食産第６０４８号」）

以　上

２４食産第６０４８号
平成２５年３月２５日

日本行政書士会連合会会長　殿

農林水産省食料産業局新事業創出課長

種苗法施行規則の一部を改正する省令及び平成 20 年農林水産省告示第 534 号（種苗法第２条第７項の規定に基づく重要な形質を定める件）の一部を改正する告示の施行について（通知）

今般、種苗法施行規則（平成 10 年農林水産省令第 83 号）の一部を改正する省令（平成 25 年農林水産省令第 10 号）及び平成 20 年４月１日農林水産省告示第 534 号（種苗法第２条第７項の規定に基づく重要な形質を定める件）の一部を改正する告示（平成 25 年農林水産省告示第 525 号）が平成 25 年３月７日付けでそれぞれ公示され、いずれも同年４月１日付けで施行されます。

これらの改正の内容等は下記のとおりであり、関係者への周知について御配慮方よろしくお願いします。

問い合わせ先
農林水産省食料産業局新事業創出課種苗審査室
電話：０３－６７３８－６４７０（調査・研究チーム）

記

1　改正の趣旨

（１）種苗法（平成１０年法律第８３号。以下「法」という。）では、品種登録の要件である「区別性」、「均一性」及び「安定性」（法第３条第１項各号）を判定するための「重要な形質」（法第２条第２項）について、農林水産大臣が、農業資材審議会の意見を聴いて、農林水産省令で定める区分ごとに定めることとされている（同条第７項）。

具体的には、①種苗法施行規則（平成１０年農林水産省令第８３号。以下「規則」という。）において、農林水産植物の区分を定め（規則第１条・別表第１）、②平成２０年農林水産省告示第５３４号において、上記区分ごとに「重要な形質」を定め、③食料産業局長名において、農林水産植物の種類ごとに審査基準を定めている。

（２）海外からの出願の増加に対応し、我が国の品種登録制度の国際標準化を図っていくことが必要となってきたことから、平成２０年４月から２４年４月にかけて１２９区分の「重要な形質」をＵＰＯＶのテストガイドラインに準拠したものとする等の改正を実施したところであり、今般、以下の改正を実施し、本年４月から施行するものである。

2　改正の内容

（１）農林水産植物の区分については、これまで出願の無かった新規植物に係る１１区分を追加するとともに（規則別表第１）、「重要な形質」（告示）については、１１種類の植物についてのＵＰＯＶテストガイドラインに準拠した改正及び２５種類の植物についての作成・改正を行う。

（２）規則別表２（願書等に使用する植物の学名一覧）については、新規植物の出願に対応した農林水産植物の種類の学名の追加・改正等を行う。

（３）規則別表４（登録品種の名称の使用が禁じられる農林水産植物の種類の範囲一覧）については、ＵＰＯＶ名称審査区分リストに準拠して名称審査区分の追加及び類似の農林水産植物の区分の改正を行う。

3　施行期日

平成２５年４月１日

4　改正内容のホームページでの公表

今回の種苗法施行規則、「重要な形質」の改正については、品種登録ホームページ（http://www.hinsyu.maff.go.jp/）で公表するなど、品種保護制度の利用者にとっての利便性向上に努めていくこととしています。

日行連発第１２号
平成２５年４月２日

各単位会長　殿

日本行政書士会連合会
会長　北山　孝次

第６３回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～に対する協力について（依頼）

日行連では、法務省が主唱・推進する「社会を明るくする運動」中央推進委員会の趣旨に賛同し、参画しております。

今般、「第６３回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」の開催について、同委員会より別紙のとおり、周知・協力の依頼をいただいております。

つきましては、各単位会におかれまして本運動の趣旨をご理解いただき、各地において実施される諸行事へのご参加・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上

別紙：第６３回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～に対する協力について（依頼）（法務省秘広第 24 号・H25.2.28）

秘印書

取扱注意
法務省秘広第２４号
平成２５年２月２８日

第６３回“社会を明るくする運動”
中央推進委員会委員　殿

第６３回“社会を明るくする運動”
中央推進委員会委員長
法務大臣　谷垣禎一

第６３回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し，立ち直りを支える地域のチカラ～に対する協力について（依頼）

当省主唱の“社会を明るくする運動”につきましては，毎年格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昭和２６年に始まりましたこの運動は，回を重ねるごとに地域に根ざし，全国的な運動として発展してまいりました。第６３回となる本年も，来る７月１日から同月３１日までの１か月間を強調月間として，別添実施要綱等に基づき，全国的に運動を展開することとしております。

つきましては，貴庁・貴団体の地方機関に対し，この運動の趣旨を御連絡いただきますとともに，中央あるいは地方において実施される諸行事に積極的に御参加，御協力くださいますようお願い申し上げます。

第６３回“社会を明るくする運動”
～犯罪や非行を防止し，立ち直りを支える地域のチカラ～
実施要綱

中央推進委員会

すべての国民が，犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め，それぞれの立場において力を合わせ，犯罪や非行のない地域社会を築くため，“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し，立ち直りを支える地域のチカラ～として，次の活動を推進する。

１　強調月間

７月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し，立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とする。

２　行動目標・重点事項

(1) 行動目標

①　犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
②　犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう
③　これらの点について，地域社会の理解と協力の輪を広げよう

(2) 重点事項

「立ち直りを支える取組についての協力の拡大」
「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」

３　組織

この運動は，中央推進委員会並びに都道府県及び市区町村等を単位とする推進委員会により推進する。

(1) 中央推進委員会

ア　中央推進委員会は，別添の関係機関・団体の代表により組織する。
イ　中央推進委員会は，次に掲げる活動を行う。
①　新たな運動名称の周知を図ること。
②　この運動への賛同のしるしとして「黄色い羽根」の周知を図ること。
③　この運動の全国的な周知及び展開を図るため，別紙行事を企画し，実施すること。
④　この運動に参加する関係機関・団体に対し，都道府県及び市区町村等を単位として，都道府県推進委員会及び地区推進委員会を組織するよう要請すること。
⑤　都道府県推進委員会及び地区推進委員会による各地域の実情に応じた活

動の円滑な実施を支援すること。

⑥　都道府県推進委員会及び地区推進委員会相互の連絡・調整を行うこと。

(2) 都道府県推進委員会・地区推進委員会

ア　都道府県推進委員会及び地区推進委員会は，都道府県，市区町村等を単位として広く関係機関・団体に参加を求めて組織する。

イ　都道府県推進委員会及び地区推進委員会は，中央推進委員会と連携し，行動目標の達成又は重点事項の推進に寄与する活動その他の犯罪及び非行のない地域社会の実現に寄与する活動を各地域の実情に応じて企画・実施するとともに，これらの活動を行う団体又は個人に対する支援及び協力を行う。

別　紙

中央推進委員会の行事

○　トーク＆ライブなどの広報啓発活動の開催

○　福祉関係従事者等を対象とした「保護観察官による更生保護出張講座（仮称）」の全国的展開

○　「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し，立ち直りを支える地域のチカラ～作文コンテスト」の実施

○　全国刑務所作業製品展示即売会（第５５回全国矯正展）の開催

○　東京藝術大学と連携して行う障害者と保護観察対象者とのワークショップの開催

○　この運動に参加する関係機関・団体の機関誌等を通じた理解促進

○　ポスター，パンフレット，黄色い羽根等効果的な広報を行うための媒体の配布の支援

○　その他この運動の全国的展開に資する活動に対する支援・協力

日行連発第３３号
平成２５年４月５日

各単位会長　様

日本行政書士会連合会
会　長　北山　孝次
第一業務部
部　長　岸本　敏和

適正な価格による工事発注について（お願い）

平成２５年３月２９日付で国土交通省土地・建設産業局より、「適正な価格による工事発注について」周知依頼がありました。

つきましては、同文書を別添のとおり送付いたしますので、所属会員への周知にご協力くださいますようお願いいたします。

また、日行連会員ＨＰにも当該文書を掲載いたしますので、併せてご参照ください。

＜別添資料＞
○「適正な価格による工事発注について」(平成２５年３月２９日・国土入企第３８号)

以上

国土入企第３８号
平成２５年３月２９日

日本行政書士会連合会会長　殿

国土交通省土地・建設産業局長

適正な価格による工事発注について

本日、平成２５年度の公共工事設計労務単価を決定・公表しました。これは、公共事業の積算に用いる労務費の単価であり、約１７万人の技能労働者の賃金実態調査に基づいて、原則毎年度、各都道府県ごと・５１職種ごとに決定しているものです。

平成２５年度は、近年続いている技能労働者の減少等に伴う労働需給のひっ迫傾向を適切に反映するとともに、社会保険等への加入の徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を適切に反映した結果、前年度と比べ、全国平均で約１５％、東日本大震災の被災三県では約２１％の上昇となりました。

近年の技能労働者に係る就労環境の変化は大きく、建設投資の大幅な減少に伴って、著しい低価格による受注が増加し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらして、若年入職者は大きく減少しています。技能労働者の育成には一定の期間を要するものであり、このままでは、施工に必要な技能労働者の不足が一層激しくなり、近い将来、建設工事の円滑な施工に支障が生じるとともに、工事の品質にも影響が及ぶおそれがあります。

若年者が建設業への入職を避ける一番の理由は、全産業の平均を約２６％も下回る給与の水準の低さであり、また、社会保険等に未加入の企業が多いことも大きな原因の一つです。

一方、現内閣は、その基本方針（平成２４年１２月２６日閣議決定）において、「雇用や所得の拡大を目指す」ことを掲げるとともに、内閣総理大臣自身が経済界との意見交換会において、働く人の所得の増大を目指し、政府・経済界・労働界が大局的観点から一致協力して取り組むことによりデフレ経済からの脱却を図るとの方針を示しています。

つきましては、技能労働者の適切な賃金水準の確保に不可欠となる、適正価格による工事発注に向け、下記のとおり、傘下の会員企業各位に取り組んでいただきたく、周知徹底方よろしくお願いいたします。

記

１．平成２５年度公共工事設計労務単価の背景事情を踏まえた適正価格による工事発注

平成２５年度の公共工事設計労務単価は、上記のとおり、著しい低価格による契約のしわ寄せが技能労働者の就労条件に及び、技能労働者の減少と労務費の上昇につながっていること、円滑な施工への支障や工事品質への悪影響が生じかねないこと、及びこれらの問題への対応は待ったなしであること、を考慮して設定したものです。

このことを十分にご理解をいただき、建設工事を発注するときは、必要な経費を適切に見込んだ適正な価格で請負契約を締結するようにしてください。

なお、建設業法第１９条の３に規定されているとおり、建設工事の発注者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額で契約を締結してはならないことに、改めて留意してください。

２．法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底

社会保険等への加入は、労働者を雇用する事業者及び労働者にとって法令上の義務です。今回改定された平成２５年度の公共工事設計労務単価においては、労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されているほか、事業主が負担すべき法定福利費についても、既に平成２４年４月に行われた現場管理費率式の見直しにより、適切に予定価格に反映されるよう措置されています。

このため、建設工事を発注するときは、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額で請負契約を締結するようにしてください。

なお、法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、工事の発注者は、保険加入義務を定めた法令への違反を助長するおそれがあると同時に、建設業法第１９条の３の違反当事者となるおそれがありますので、十分ご留意下さい。

茨城県行政書士会
25.3.15
No
受付

監　第１００８号
平成２５年３月４日

茨城県行政書士会会長　殿

茨城県土木部長

いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による借入金に係る
経営事項審査の事務取扱いについて（通知）

このことについて，平成２５年２月２８日付け国土建第３６９号により国土交通省土地・建設産業局建設業課長から通知がありましたので，写し（別添）を送付します。

国土建第３６９号
平成２５年２月２８日

茨城県土木部長　殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による借入金に係る
経営事項審査の事務取扱いについて

平成２４年度補正予算におけるいわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについては、下記のとおりとする。

記

１．平成２０年国土交通省告示第８５号「建設業法第２７条の２３第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」第一の二２における「基準決算における流動負債と固定負債の合計の額」（以下「負債合計額」という。）に含まれる、経営状況分析の申請者がいわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証により金融機関から受けた借入金の額（以下「ゼロ債金融保証による借入金」という。）は、負債合計額から控除することができることとする。

２．経営状況分析の申請者がゼロ債金融保証による借入金の負債合計額からの控除を求める場合においては、経営状況分析申請書（建設業法施行規則別記様式第２５号の８）の余白に「ゼロ債金融保証による借入金　〇〇〇円」と記載して申請を行うこととする。

３．１．により控除することができる金額は、いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による融資を実行した金融機関が別添様式又は金融機関所定の様式により残高証明したものに限ることとする。

〈様式〉

平成　　年　　月　　日

いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による融資残高証明書

（登録経営状況分析機関）
代表者　○○　○○　様

○○銀行
○○支店長　○○　○○　印

○○株式会社に対する平成　　年　　月　　日現在のいわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による融資残高は、○○，○○○，○○○円であることを証明します。

なお、その内訳は以下のとおりであり、各融資に係る金銭消費貸借契約証書（これに類するものを含む。）の写しを添付致します。

発注者	工事名	融資日	弁済期日	融資残高

ゼロ国債工事等に係る資金繰りの円滑化について

平成２５年２月２８日
国土交通省土地・建設産業局建設業課

○　保証事業会社による金融保証の実施

平成２４年度補正予算におけるゼロ国債工事等について、その早期着工に要する資金を受注企業が調達するに際して、前払金の保証を行う予定の保証事業会社が、１００％の金融保証を行うこととする。

＊保証の範囲：平成２５年度当初に支払予定の前払金相当額を限度
＊低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は対象外

【モデルケース】
・請　負　金　額　１億円
・融資希望額　１，０００万円
（材料代金：７００万円、直用労務費：３００万円）
・融資希望期間　平成２５年３月１５日から１ヶ月間
・保　証　料　約９，０００円　（日歩３厘＝年利１．０９５％）
・貸出利息　約２０，０００円　（年利２．４％と仮定）

⇒　約３万円（保証料＋利息）で１ヶ月間、１，０００万円の融資を受けることが可能

～建設企業の年度末の資金繰りを応援します～

保証事業会社による“ゼロ債金融保証”

以下の事項を全て満たす方が対象となります。

- ☑ 平成２４年度中に前払金が支払われない工事（ゼロ国債、ゼロ県債、ゼロ市債工事など）を受注した。
- ☑ 低入札価格調査の対象となっていない。
- ☑ 早期着工に必要な資金を金融機関から調達したい。

保証事業会社による金融保証を受けることにより、金融機関からの融資を受けやすくなります。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

制度の概要

ゼロ国債等の公共工事について、早期着工に要する資金を調達する際に保証事業会社が債務保証を行うことで、金融機関からの融資が受けやすくなります。

□　対象工事は・・・平成２４年度に国又は地方公共団体等と請負契約を締結した公共工事で、当該年度中に発注者から前払金が支払われない工事が対象となります。
ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は、対象となりません。

□　保証範囲は・・・当該公共工事の着工に必要な資金で、平成２５年度に発注者から支出される予定の前払金の額の範囲内となります。

□　保証料は　・・・保証金額（借入金額）に対して日歩３厘（年利＝１．０９５％）となります。
なお、借入金に対しては、別途、金融機関所定の貸出利息が必要となります。

モデルケース

＊	請負金額	１億円
＊	融資希望額	１，０００万円 （材料代金：７００万円、直用労務費：３００万円）
＊	融資希望期間	平成２５年３月１５日から１ケ月間
＊	保証料	約９，０００円（日歩３厘＝年利１．０９５％）
＊	貸出利息	約２０，０００円（年利２．４％と仮定）

⇒　約３万円（保証料＋貸出利息）で１ケ月間、１，０００万円の融資を受けることができます。

主な相談窓口

北海道建設業信用保証(株) TEL 011-221-2092
(http://www2.hokkaido-cs.co.jp/)
東日本建設業保証(株)　TEL 03-3545-5125
(http://www.ejcs.co.jp/)
西日本建設業保証(株)　TEL 06-6543-2556
(http://www.wjcs.net/)

※　保証事業会社の各支店で保証の申込を受け付けています。詳しくは各社のＨＰ等で確認してください。

国土交通省 建設業課	TEL 03-5253-8277
北海道開発局 事業振興部 建設産業課	TEL 011-738-0233
東北地方整備局 建政部 計画・建設産業課	TEL 022-225-2014
関東地方整備局 建政部 建設産業第一課	TEL 048-600-1906
北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課	TEL 025-370-6571
中部地方整備局 建政部 建設産業課	TEL 052-953-8572
近畿地方整備局 建政部 建設産業課	TEL 06-6942-1071
中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	TEL 082-511-6186
四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	TEL 087-811-8314
九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課	TEL 092-471-6355
沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課	TEL 098-866-1910

建 指 第　１１６４号
平成２５年３月１４日

茨城県行政書士会会長　殿

茨城県土木部都市局建築指導課長

宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域（鹿嶋市）の指定について

平素より，本県の開発許可行政にご協力いただき，御礼申し上げます。
さて，標記の件について宅地造成等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第２０条第１項の規定に基づき，平成２５年３月１４日に造成宅地防災区域を下記のとおり指定したので，貴会会員に周知方お願いします。

記

1　造成宅地防災区域指定箇所

区域名	区域の所在地
鹿島神宮駅南	鹿嶋市宮下一丁目，宮下二丁目

※　別添茨城県報　平成 25 年 3 月 14 日付け　茨城県告示第 219 号のとおり。
※　関係図書（指定区域図）につきましては，下記の閲覧場所でご確認ください。

2　関係図書の閲覧場所
茨城県土木部都市局建築指導課
茨城県鹿行県民センター建築指導課
鹿嶋市建設部都市計画課

3　備考
造成宅地防災区域の指定については，宅地建物取引業法第 35 条第 1 項第 14 号の規定による重要事項説明の対象となりますので，念のため申し添えます。

茨城県行政書士会
25.3.19
No
受付

平成２５年３月１８日

関係団体　ご担当者様

茨城県土木部都市局建築指導課
宅地グループ　担当：竹廣
(電話 029-301-4732<直通>)

日頃大変お世話になっております。

さて，下記の通り書類をお送りいたしますので，大変お手数をおかけいたしますが，ご査収の上，よろしくお取りはからいくださいますようお願い申し上げます。

記

宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域（鹿嶋市）の指定について　平成２５年３月１４日付　建指第１１６４号
宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域（東海村）の指定について　平成２５年３月１４日付　建指第１１６５号
宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域（ひたちなか市）の指定について
平成２５年３月１８日付　建指第１１６６号

以上

建 指 第　１１６５号
平成２５年３月１４日

茨城県行政書士会会長　殿

茨城県土木部都市局建築指導課長

宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域（東海村）の指定について

平素より，本県の開発許可行政にご協力いただき，御礼申し上げます。
さて，標記の件について宅地造成等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第２０条第１項の規定に基づき，平成２５年３月１４日に造成宅地防災区域を下記のとおり指定したので，貴会会員に周知方お願いします。

記

1　造成宅地防災区域指定箇所

区域名	区域の所在地
南台－１	那珂郡東海村大字須和間
南台－２	那珂郡東海村大字須和間
緑ヶ丘	那珂郡東海村大字村松，須和間

※　別添茨城県報　平成 25 年 3 月 14 日付け　茨城県告示第 220 号のとおり。
※　関係図書（指定区域図）につきましては，下記の閲覧場所でご確認ください。

2　関係図書の閲覧場所
茨城県土木部都市局建築指導課
茨城県県民センター総室県央建築指導室
東海村建設水道部都市政策課

3　備考
造成宅地防災区域の指定については，宅地建物取引業法第 35 条第 1 項第 14 号の規定による重要事項説明の対象となりますので，念のため申し添えます。

建 指 第　１１６６号
平成２５年３月１８日

茨城県行政書士会会長　殿

茨城県土木部都市局建築指導課長

宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域（ひたちなか市）の指定について

平素より，本県の開発許可行政にご協力いただき，御礼申し上げます。
さて，標記の件について宅地造成等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第２０条第１項の規定に基づき，平成２５年３月１８日に造成宅地防災区域を下記のとおり指定したので，貴会会員に周知方お願いします。

記

1　造成宅地防災区域指定箇所

区域名	区域の所在地
勝田台	ひたちなか市大字市毛

※　別添茨城県報　平成 25 年 3 月 18 日付け　茨城県告示第 231 号のとおり。
※　関係図書（指定区域図）につきましては，下記の閲覧場所でご確認ください。

2　関係図書の閲覧場所
茨城県土木部都市局建築指導課
茨城県県民センター総室県央建築指導室
ひたちなか市都市整備部都市計画課

3　備考
造成宅地防災区域の指定については，宅地建物取引業法第 35 条第 1 項第 14 号の規定による重要事項説明の対象となりますので，念のため申し添えます。

建　指　第１２５７号
平成２５年　３月２７日

茨城県行政書士会長　　殿

茨城県土木部長

「病院等に隣接する調剤薬局の取扱い」の判断指針について（通知）

このことについて，別紙のとおり取扱うこととしたので貴会会員に周知願います。

担当：土木部都市局建築指導課
宅地グループ　中川，佐藤
電話　029-301-4732

（別紙）

「病院等に隣接する調剤薬局の取扱い」について

市街化調整区域内における病院等に隣接する調剤薬局（都市計画法第34条第1号で立地できる医薬品販売店を除く。）に係る開発許可若しくは建築許可の取扱いについては，茨城県開発審査会付議基準第3-2に基づく「提案基準11　その他特に定めのないものの取扱いについて」により取扱うこととし，判断指針を次のように定める。

（適用の範囲）

第１　市街化調整区域内に現に立地している病院又は診療所（以下，「調整区域内の病院等」という。）に通院する患者の利便性を目的として立地しようとする調剤薬局（第34条第1号の医薬品販売を除く。）であって，次に掲げるいずれにも該当するものに適用する。

（１）申請者は，自ら営業を行う者で，薬剤師の資格を有していること。

なお，法人の場合は，従業員に薬剤師の資格を有する者がおり，その者が申請地に適正に配置されること。

（２）調剤薬局は，薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第11項に規定する薬局，かつ健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険薬局であること。

（申請地の位置）

第２　申請地は，調整区域内の病院等の敷地から原則として70メートル未満にある土地であること。

（敷地の規模等）

第３　申請地の敷地の規模及び前面道路については，次のとおりとする。

（１）敷地面積は500平方メートル以下とし，路地状敷地でないこと。また来客者用の駐車場を整備すること。

（２）敷地は，建築基準法第42条第1項に規定する道路に面すること。

（予定建築物の規模等）

第４　予定建築物の規模等については，次のとおりとする。

（１）予定建築物の業務の用に供する部分の規模は，25平方メートル以上200平方メートル以下とし，管理上必要として設ける「休憩室，湯沸室，更衣室，シャワー室，便所」の規模の合計の面積は20平方メートル以下とすること。

（２）予定建築物に倉庫を設ける場合の規模は，建築される調剤薬局の規模を総合的に判断し，必要最小限を認めることとし，倉庫と管理上必要として設ける室との面積の和は，業務の用に供する部分の面積の2分の1以下とすること。

（３）予定建築物は，平家建てとすること。

（４）予定建築物は，他の用途と併用してはならないこと。

（その他）

第５　共同店舗及び長屋店舗については，認めない。

付　則

１　この判断指針は，平成25年4月1日から施行する。

建　指　第１２６１号
平成２５年　３月２７日

茨城県行政書士会長　　殿

茨城県土木部長

「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」第５条第８項に規定する同意の判断基準について（通知）

このことについて，別紙のとおり取扱うこととしたので貴会会員に周知願います。

担当：土木部都市局建築指導課
宅地グループ　中川，佐藤
電話　029-301-4732

（別紙）

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第５条第８項に規定する同意の判断基準について

平成 25 年４月１日施行

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。以下「六次産業化法」という。）第５条第１項の規定に基づき農林漁業者等が総合化事業計画の認定を受けようとする際，農林水産大臣から同条第８項の規定による都市計画法上の同意を求められた場合の判断基準については，次のとおりとする。

（対象施設）

第１　同意の対象とする施設は，六次産業化法第５条第３項の規定に基づき総合化事業計画に記載される総合化事業の用に供する施設のうち，六次産業化法施行令第２条の規定に基づき農林水産大臣及び国土交通大臣が平成 23 年２月 28 日付け農林水産省・国土交通省告示第１号第２条で定めた農林水産物等の販売施設（以下「直売所」という。）に限る。

（農林水産物等の直売所の敷地規模及び位置等）

第２　前項の直売所に係る申請地が次の各号のいずれかに該当する場合は同意するものとする。

（１）都市計画法第 34 条第１号または第 10 号から第 13 号のいずれかの規定に該当する場合

都市計画法第 34 条第１号許可基準（土木部長決裁）の〔Ⅱ〕日常生活のため必要な店舗等に定める要件のすべてに該当する場合のほか，第 10 号から第 13 号のいずれかの規定に基づく許可基準に該当する場合

（２）次のいずれにも該当する場合

ア　申請地の位置は，既存集落内又は既存集落から 500 メートル以内であること。

イ　申請地は，幅員４メートル以上の道路（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路に限る。）に接していること。

ウ　申請地の面積は 1,000 平方メートルを上限とする。

ただし，道路幅員８メートル以上かつ車道幅員６メートル以上の国道，県道又は市町村道に面している場合は，3,000 平方メートルを超えない面積とすることができる。

なお，市町村道については，道路幅員８メートル以上かつ車道幅員６メートル以上の国道，県道に接続し，その間は前記の幅員が確保されていること。

エ　申請地は，路地状敷地でないこと。

オ　申請地には，来客者用駐車場を設け，必要に応じ周辺の環境に配慮すること。